

修身說約

水戸麟編輯

五

132

K110.1

68

2

修身說約卷ノ五

木戸 麟 編纂

第一

公助ハ、東三條太政大臣兼家卿ノ隨身武則ノ子
ナリ、右近ノ馬場ニ、賭弓アリシトキ、其ノ射、人ニ
如カザリケレバ、武則大ニ怒リテ、之ヲ稠人ノ中
ニ、撻チシガ、公助ハ伏メ其ノ杖ヲ受ケテ、避ケザ
リケレバ、或ル人其ノ故ヲ問フニ、吾ガ父ハ、老イ
テ性急ナレバ、我走ラバ、必追ハン、追ハバ、必顛蹶
シテ、其ノ身ヲ傷ラントテ、恐レテナリト、答ヘシ

ニゾ、人々歎服セザルハ無カリレト云フ、

第二

「ギリキ」ノ哲王「アレキサンドル」ノ母ヲ、「アリム
ピアスト」云フ、性苛烈ニノ、豪氣アリ、王、東國ヲ征
セシ時、留守官「アンチペートル」ニ、國事ヲ任シ、母
ニ珍器寶物ヲ獻ジテ、敢之ニ關係スルコト勿カ
ランコトヲ請ヒケルニ、反リテ、王ヲ不遜ナリト
憤リテ、益威權ヲ擅ニレ、暴行多カリケレバ、「アン
チペートル」ハ、其ノ過度ノ件々ヲ記シテ、之ヲ諫
メシコトヲ、王ニ歎懇セレガ、王私ニ歎息シテ、「アン

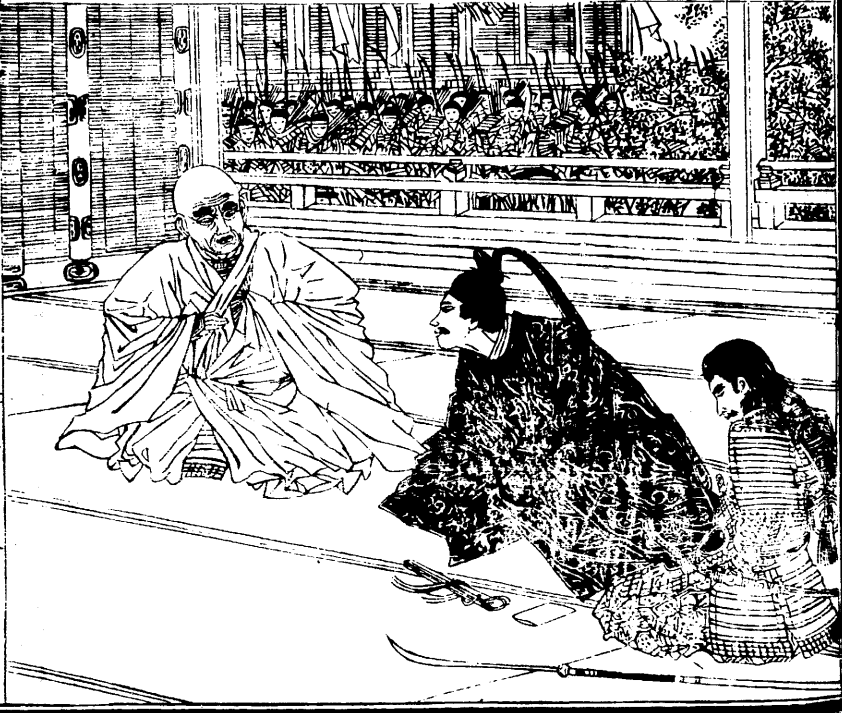
チペートル」ハ、忠ト云フベシ、然レモ未吾ガ心ヲ
察セズ、若母ノ涙一滴ダニモ注ガバ六百ノ簡書モ、一
時ニ消失スルニ足ラント云ヒシトゾ、

第三

平重盛ハ、大賢ト稱セラレタル人ナリ、其ノ庭多
ク小松ヲ樹ユルヲ以、世ニ之ヲ小松殿ト云フ、保
元平治ノ亂ニ、父清盛ヲ助ケテ、戦功最多ク、寵榮
隆盛ニシテ、内大臣ニ任ゼラレ、羽林上將ヲ兼ヌ、
性仁孝ニシテ、常ニ父ノ驕奢ナルヲ憂ヒ、諷諫未
嘗懈ラザリシガ、治承元年、上皇ノ寵臣、藤原成親等

平氏ノ專横ヲ憤リ之ヲ討タント謀リシコト、發覺シ、清盛大ニ怒リ、成親及ビ黨類ヲ捕ヘ、或ハ誅シ、或ハ流シ、兵ヲ六波羅ニ集メテ、將上皇ノ宮ヲ犯サントス、重盛之ヲ聞キテ、大ニ驚キ、直ニ衣冠ヲ整ヘテ、六波羅ニ至リ、涕泣シテ、君臣ノ大義ヲ説キ、懇ニ其ノ不可ナルコトヲ諫メシガ、其ノ言至誠ニ出デ、聽ク者感歎セザルナシ、清盛大曰ハク、我衰老ニシテ、此ノ舉ヲナスモノハ、一身ノ爲ニ計ルニ非ズ、子孫ノ爲ニ慮ルノミ、若不可ナレバ、汝好ク是ヲ計レトテ、起テ内ニ入レリ、重盛

尚諫メノ聽カレザラシコトヲ憂ヒ、家ニ歸リテ、兵ヲ聚メ、上皇ノ詔ヲ奉シテ、清盛大ヲ討スト宣言シケレバ、清盛大ニ懼レ、遂會兵ヲ解ケリ、其ノ後清盛ノ暴虐、益甚レケレ



バ、重盛、熊野社ニ詣リ、父ノ自艾センコトヲ禱リ、
且曰ハク許サレズバ、吾ガ命ヲ奪ハレヨト、後、幾
バクナラズレテ、疾ヒニ罹リ、治承三年三月、遂、薨
ズ、年四十三、國人街巷ニ哭泣セリ、

第四

ワレントン、幼穉ニメ、學校ニ通學セシトキ、一日、
非禮ヲ教師ニ加ヘラレ、憤懣ニ堪ヘズ、艱然トシ
テ立テリ、教師モ、亦心ニ愧ヅルトコロアルヲ以、
顔色平カナラズ、他ノ羣童ハ、皆運動場ニ遊戯セ
リ、既ノ、羣童運動ヲ了ヘ、堂ニ昇リ來ルニ及ビテ、

ワレントン、忽然
帽ヲ把リテ、地ニ
投ジ直ニ門外ニ
馳セ去レリ、教師
ハ、其ノ怒リノ劇
キヲ見テ、益之ヲ
憂ヘテ、頭ヲ案頭
ニ低レタリ、ワレ
ントレハ、既、校門
ヲ出テ、疾走シテ、



池畔ニ至リ、青艸ノ上ニ投ジ、身體ヲ和風ニ曝シテ、以怒火ヲ消滅シ、喟然トシテ嘆ジテ曰ハク、家ニ歸ルニ如カジト、身ヲ起シテ歩スルニ當リ、忽謂ヘラク、罪ヲ謝スルニ如カズト、復學校ニ向ヒテ歩セリ、時既放課ニ際シ、羣童ハ皆堂ヲ下ラントセシガ、其ノ走リテ門ニ入り來ルヲ見テ、讎ヲ教師ニ報ズルナラント想ヒシニ、ワレントンハ、靦然トシテ、教師ノ前ニ至リ、辭ヲ卑フレ、禮ヲ厚フレテ、深く己ノ罪ヲ謝セシトゾ、ワレントン、少カリシトキ、一營兵ニ將トシテ、ア

レキサンドリアニ次セシガ、ペー子ト云フ人ト事ヲ論ジテ、合ハザリケレバ、激語ヲ以テ犯セシメ、ペー子ハ、怒リテ、杖ヲ以テワレントンヲ撃チテ、地ニ倒セリ、營兵之ヲ聞キ、噪キ至リテ、報復ヲ圖ラントセシメ、ワレントン、切ニ之ヲ諭シ、怒リヲ息メテ、營ニ歸リ、以爲ヘラク、曲我ニ在リ、謝セザルバカラズト、次日、人ヲ遣ハシ、ペー子ニ、言ハシメケルハ、願ハクハ、酒舍ニ於キテ、相見ント、ペー子謂ヘラク、是、必讎ヲ我ニ復スルナリト、至レバ則、案上ニ酒罇ヲ陳シテ、兵器ヲ見ズ、是ニ於キ

テ「ワシント」ニ從容トシテ曰ハク、人孰カ過チ無
 カラン、能ク之ヲ改ムルヲ貴シトス、僕昨日罪ヲ
 足下ニ得、足下亦既我ニ報ゼリ、足下昨日ノ報ヲ
 以、足レリトスルカ、則僕ノ手此ニ在リ、願ハクハ、
 相握リテ朋友ト爲ラント、ペー子大ニ之ニ感シ、
 深ク交リヲ結ビント云ヘリ、嗚呼「ワシント」ニ真
 ニ能ク良心ニ隨ヘリ、

第五

伊藤維禎字原佐、仁齋ト號ス、平安ノ人ナリ、嘗郊
 外ニ夜行セシトキ、盜賊四五人路ニ當リ、各劔ヲ

接シテ曰ハク、吾
 ガ徒、醉ハザレバ
 樂マズ、今酒資既
 盡キタリ、客若腰
 纏ヲ闕カバ、則衣
 裳ヲ脱セヨト仁
 齋自若トシテ曰
 ハク、今日、適麩錢
 ナシ、敝緼袍ヲ遺
 ランノ、汝ガ輩



常ニ何ヲ以業トナスヤ、曰ハク、昏夜ニ横行掠奪
シテ自給ス、是其ノ業ナリト仁齋曰ハク、斯ノ如
キノ業ナラバ、我又何ゾ拒マシト、衣服ヲ脱シテ、
之ニ授ケ、將ニ去ラントス、賊等仁齋ヲ止メテ曰
ハク、吾ガ儕輩竊スルコト數年ナレニ、未嘗舉止
客ノ如ク者ヲ見ズ、抑客ハ何爲ナル者ゾ、仁齋ノ
曰ハク、儒者ナリ、賊ノ曰ハク、儒者トハ何事ヲ爲
ス者ナルヤ、仁齋ノ曰ハク、人道ヲ以人ニ教フル
者ナリ、人道トハ親ニ孝、弟ニ弟、人間一日モ無カ
ル可カラザル者ナリ、人トメ道ナキハ、禽獸ノミ

ト、言未畢ラリルニ、賊等頓首シテ曰ハク、噫、君ト
我ト、鈞ク是人ニシテ、事業ノ迥ニ異ノルヲ、斯ノ
如シ、我甚之ヲ恥ズ、願ハクハ、君吾ガ儕ノ罪ヲ宥
セ、今ヨリ灰ヲ飲ミテ、胃ヲ洗ヒ、謹ミテ教ヲ門下
ニ奉ゼント、遂皆心ヲ改メテ、勉勵セント云フ、
大高坂清介ト云ヘル人、適從錄ト云フ書ヲ著シ
テ、以仁齋ノ説ヲ駁セリ、弟子持チ來リテ、之ヲ眎
シテ曰ハク、先生之カ辨ヲ作レト、仁齋笑ヒテ言
ハズ、弟子曰ハク、人書ヲ著シテ、以己ヲ恣議ス、豈
黙シテ止ム可ケンヤ、先生答ハズバ、則我請フ代

リテ之ヲ折カント、仁齋曰ハク、君子ハ争フ所ナ
シ、若彼果シテ是ナラバ、是我果シテ非ナリ、彼ハ
我ニ於キテ益友トス、若我果シテ是ニシ、彼果シ
テ非ナラバ、他日彼其ノ學長進スルトキ、則自當
ニ之ヲ知ルベシ、何ゾ彼ヲ毀チ我ヲ立テ、徒ニ茲
ノ多口ヲ増サンヤト、

第六

「ジョングーレン」ハ、「ポーランド」ノ人ナリ、人トナリ
堅忍慈愛ニシテ、能ク人ヲ教諭セシ、一夜馬ニ乗
リテ、林中ヲ行キシトモ、盜賊ノ群居スルヲ見テ、

忽哀憐ノ心ヲ起シ、以爲ヘラク、彼等掠奪ヲ事ト
スルハ、其ノ衣食ノ足ラザルカ故ナリ、衣食既充
タハ、豈不仁ノ行アラシヤト、滿囊ノ銀貨ヨリ、指
環乗馬ニ至ルマテ、盡之ヲ與ヘケレバ、賊長揚言
シテ曰ハク、汝ガ所有品、既此ニ竭クルヤ、有ラバ
則之ヲ出セ、些少ヲ留ム可カラズト、ジョングー
レ、既一物ヲ藏セズト答ヘテ、過ギ去リシカ、途ニ
シ、襟中ニ秘貨アルコトヲ想起シ、再賊ノ所ニ至
リテ、我汝ガ輩ヲ欺キレニ非ズ、實ニ之ヲ忘レタ
リ、猶若干ノ藏寶アリトテ、襟ヲ披ヒテ之ヲ與ヘ

ケレバ賊大ニ驚キテ、其ノ大度ニ感シ、悉奪ヒシ
コロノ物ヲ返シ、其ノ罪ヲ謝シケルトシ、天下良
心ナキノ人アルコトナシ、故ニ盜賊トイヘドモ、其
ノ恩惠ニ感ズルトキハ、賊ニ過チヲ改ムルコト、此
クノ如シ、人タル者ハ勉メテ其ノ良心ニ隨ハガ
ル可カラズ、

第七

韓信ハ支那ノ秦ノ世ノ人ナリ、家貧ニメ、城下ニ
釣セシトキ、漂母アリ、信ガ饑ユルヲ見テ、食ヲ與
ハスシハ信ハ、我必厚ク母ニ報イムト言ヒシヲ、母

怒リテ、大丈夫自食スルコト能ハズ、我王孫ヲ哀ミ
テ、食ヲ進メリ、豈報ヲ望マンヤト云ヘリ、又淮陰
ノ屠中ノ少年等、信ヲ侮リ辱メテ、云ヒケルハ、汝
長大ニメ、好ミテ劍ヲ帶アト 雖、中情怯ナルノ
ミ、能ク死ナバ我ヲ刺セ、能ハズハ吾ガ胯下ヨリ
出デヨト、信之ヲ熟視シテ、其ノ言ノ如クシケル
バ、一市人皆笑ヘリ、後漢ノ元帥トナリテ、強楚ヲ
亡レ大齊ヲ平ケ、楚王ニ封ゼラル、ニ及ビテ、漂
母ト惡漢等ヲ名シテ、物ヲ與ヘテ曰ハク、昔我淮
陰ニ在リシトキ、爾等カ非禮ヲ怒リテ、身ヲ殺シ

ナバ、今日ノ富貴ヲ受クルコト能ハジト云ヘリ

第八

「イタリ」ノ「ゼ」ノ「ワ」ハ、貴族共和ノ政治ナリシガ、
會貴族政權ヲ失ヒ、國民等「アベル」ト云ヘル人
ノ推シ長トセリ、此ノ人ハ素貧賤ナリシガ、才能
ト勉勵トニ由リテ、豪高トナリタルナリ、後貴族
再政權ヲ握ルニ及ビテ、「アベル」ヲ捕、テ、叛人
トシ、其ノ家財ヲ籍シテ、嚴刑ニ定メ、貴族ノ長「ア
ドル」ノ聲ヲ揚ゲテ、汝卑賤ノ身ヲ以、貴族ノ政權
ヲ奪ヘリ、今我等寛大ノ處置ヲ以、汝ヲ本ノ赤貧

ニ復セント云ヒケレバ、「アベル」トハ、恐ラクハ、足
下將來此ノ言ヲ悔ユルコトアラント云ヘリ、既ノ
「アベル」トハ、「ナール」ニ至リ、貸金若干ヲ收メ、「ベ
ナイ」スノ管内「アル」チ「ペレ」ゴ「ノ」一島ニ如キ、賈
人ト爲リテ、處々ヲ經歷セル間「チ」ニ「ス」ニ之キ、一
高官ノ別莊ニ詣リシキ、一小年ノ柳シテ、勞作セ
ルガ、肢體虚弱ニシ、動作ニ堪ヘズ、時々歎息涕泣
スルヲ見テ、大ニ之ヲ憐シ、「イタリ」ヤ「語」ヲ以、慰問
セシニ、少年國語ヲ聞キテ、大ニ喜ビレカバ「アベ
ル」トハ、其ノ「アドル」ノ子ナルコトヲ知りテ、驚

キタレ氏、黙ノ去リ、徑ニ其ノ主人ノ家ニ如キテ、
之ヲ二千^{ドル}ニ償ヒ得タリ、此ノ地ハ^{マホメツ}
ト宗ニシテ、若^キリスト人ヲ捕フル所ハ、之ヲ奴
隸ト爲ス俗ナレバナリ、ヲベルト乃衣服ヲ備ヘ、
少年ニ向ヒテ、汝自由ヲ得タリト云ヒツ、其ノ
枷ヲ解キ、衣服ヲ更ヘ、攜ヘ歸リテ、十分ノ旅資ヲ
與ヘ、我汝ト共ニ老ユ可カラザルノ義アリトテ、
一封ノ手簡ヲ托セシカバ、少年ハ思テ謝シ、涙ヲ
落シテ去リヌ、アドルノ夫婦ハ、吾ガ子ハ海ニ没
ノ死シタルラント想ヒシニ其ノ歸リ來ルヲ見
テ、相共ニ抱持シテ、涕泗ノ滂沱タルヲ覺エザリ
キ、アドルノハ、具ニ其ノ顛末ヲ聽キ、且手簡ヲ披
キテ之ヲ讀ミケレバ、刑人ヲベルト、謹ミテ書テ
傲慢貴人ノ足下ニ上ル、僕向ニ足下ノ悔ユルヲ
アランヲ言ヘリ、今足下ノ賢男ヲ救ヒテ、其ノ言
ノ的當セルヲ喜ブ云々ト記シタレバ、慚悔ノ念
自抑フルコト能ハズ、覺エズ其ノ書ヲ地ニ墜シ、
爲ストコロヲ知ラザリシガ、是ヨリ百方策ヲ運
ラシ、思ヒテ竭クシテ、ヲベルトヲ故ニ復シ、大恩
ヲ謝シテ、友誼ヲ結バントヲ請ヘリトゾ、

第九

野中傳右衛門ハ、兼山ト號ス、土佐ノ人ナリ、嘗重價ヲ出シテ、正宗ガ鍛スル所ノ一名劍ヲ購ヒ、谷三介ニ托シテ研エニ付セレメタリ、時ニ某ヲ甲將冠セントス、三介之ガ賓タリ、則其ノ劍ヲ贈リテ壽ヲ爲セリ、他日、兼山之ヲ聞キ、少モ意ニ介セザリシトゾ、

第十

「ゼノワノ學士」アボーレツトハ能ク怒リヲ忍ビシ人ナリ、一婢アリ之ニ仕タルコト三十年、其ノ愠色ヲ見シコトナシ或ル人其ノ婢ニ約シテ曰ハク、能ク主人ヲノ怒ラシメバ、若千金ヲ與ヘント、「アボーレツト」ハ、卧床ノ清潔ニメ、整頓セルヲ好ムガ故ニ、婢故ニ棄擲シテ省ザリシカバ、「アボーレツト」翌朝ニ至リテ、其ノ故ヲ問フニ、婢唯忘レタリト答ヘリ、斯ノ如クスルコト三夜ニ及ビケレバ、「アボーレツト」温然トシテ、我顧フニ汝必故アラシ、我毎夜ノ經驗ヲ以此ノ事ニ熟シタレバ、我ニ於キテ累ヒ無キナリト云ヒケレバ、婢ハ低頭シテ其ノ罪ヲ謝セリト云ス

信濃ノ人南宮彌六ハ、大湫ト號ス、常ニ寬泰ヲ以
人ニ教ヘ、嚴厲物ニ接スルコトヲ好マズ、常ニ言
ヒケルハ、寬ナルトキハ能ク衆ヲ容ルト、其ノ門
人ニ課スルモ、曾譴責セズ、又奴婢ヲ遇スルモ、少
モ呵嘖セズ、故ニ遠鄙ノ人ト雖、之ヲ親愛シテ、其
ノ勞ニ服事セリ、之ニ事フルモノ、一人ノ怨言ア
ルモノ、莫カリシトゾ、
齊ノ房文烈ハ、嗔怒セザリシ人ナリ、曾霖雨ヲ經
テ糧ヲ絶チシカバ、婢ヲ遣ハシ、米ヲ糴セシメシ
ニ、其ノ婢性質放恣ナリケレバ、逃竄シテ之ク所

ヲ知ラズ、訪索三四日ニシテ、漸之ヲ得シトキ、徐
ニ云ヒケルハ、汝何レノ處ニ往キテ、食ヲ求メシ
ヤト、

茲ニ寓言ヲ載セテ、暴威ヲ以、人ヲ壓服スルハ、
温和ニメ、心服セシムルノ善ナルニ如カザル
コトヲ述ブ、
夏寒ノ候、日ト風ト強弱ヲ争ヒテ、
其ノ高下ヲ較ベントセシトキ、忽路上ニ外套
ヲ穿著シ、忙奔シテ來レル人アリ、日ノ曰ハク、
妙ナル哉、汝ト我ト各自能ヲ稱スルモ、分別ニ
由ナシ、各法術ヲ施シ、彼ヲシテ外套ヲ脱セシ

ムル者ヲ勝チトセント風乃先法ヲ行フ大颯
 突起シ殆行人ノ外套ヲ將リテ吹き落サント
 ス行人手ヲ以護持シテ免ル、トヲ得タリ、風
 法既施ス可キ無シ日ノ方術ニ至ルニ及ビテ
 天空一片ノ雲莫カラシメ、光ヲ放テ温ヲ出シ、
 宛然タル陽春ノ候ヲ作セリ、行人暖氣肌ニ可
 ニシテ、乃外套ヲ脱下セリ、

第十一

藤原行成藤原實方ト、事ヲ殿上ニ論ジ、實方怒リ
 ニ堪ヘズシテ、行成ノ冠ヲ取リテ、之ヲ中庭ニ投

ケシテ、行成敢之
 ト抗セズ、主殿司
 ラ召シ冠ヲ取リ
 テ、之ヲ著ケシメ、
 徐ニ、何ヲ以、此ニ
 至ルヤト曰ヒケ
 レバ、實方ハ、答ヘ
 ズシテ起テ去レ
 リ、一條天皇、部ヲ
 隔テ、之ヲ見以



爲ク、事ヲ任ズルニ足ル可キノ器度アリト、會藏
人頭源俊賢、參議ニ遷リケレバ、帝之ニ代ル可キ
者ヲ俊賢ニ問ヒタマヘルニ、行成ヲ以對ヘシガ
階級卑賤ナレバ、遽ニ超擢シ難シト云ヒタマヘ
ルヲ、行成ハ才能人ニ過ギタレバ、獻納ヲ司ルニ
足レリ、何ゾ資望ノ淺キヲ以、其ノ登庸ヲ沮ケン
ヤト言ヒケルニ、帝之ヲ然リトシ、翌日、其ノ官
ニ補シタマヘリ、

第十二

支那戰國ノ時、趙ノ國ニ、廉頗ト云フ將軍アリ、其
ノ頃、藺相如ト云フ人、秦ニ使ヒレテ功アリケレ
ハ、遽ニ上郷ニ拜セラレ、位頗カ右ニ在ルヲ、頗憤
リ、我將トナリ、攻城野戰ノ大功有ル事、舉ゲテ計
フベカラズ、然ルヲ相如ハ、徒ニ口舌ヲ勞シテ、位
吾ガ上ニ在リ、且彼ハ素賤人ナリ、我之ガ下爲ル
トヲ羞ズ、我彼ヲ見バ、必之ヲ辱メント宣言セリ、
相如之ヲ聞キテ、肯與ニ會セズ、頗ノ朝スル時ニ
ハ、常ニ病ヒト稱シテ、出デザリケリ、一日、他ニ出
デ、頗ノ來ルヲ望見シ、車ヲ引キテ、逃匿セルヲ、
舍人諫メテ曰ハ、久廉君ノ惡言ヲ宣ブルヲ、君ハ

畏レテ逃匿ス、此ノ如キコト、庸人タモ之ヲ蓋ツ
況將相ニ於キテヲヤ、相如曰ハ久公等頗ヲ視ル
ニ秦王ニ孰與ゾ、曰ハ久若カザルナリ、相如曰ハ
久夫、秦王ノ威アルダモ、相如廷ニレテ、之ヲ叱
其ノ群臣ヲ辱メタリ、我驚ナリト雖、獨廉將軍ヲ
畏レンヤ、顧フニ、強秦ノ敢兵ヲ趙ニ加ヘザルモ
ノハ、吾ガ兩人ノ在ルヲ以ナリ、今兩虎共ニ鬪ハ
ズ、其ノ勢俱ニ生キズ、我之ヲ爲ル所以ハ、國家ノ
急ヲ先ニレテ、私ノ讎ヲ後ニスルナリト、頗之ヲ
聞キ、肉袒シテ荆ヲ負ヒ、相如ノ門ニ至リ、罪ヲ附

シ、卒ニ相與ニ驩ビテ、刎剄ノ交リヲ爲セリ、

第十三

人已ノ自由ヲ妨グルモ、容易ニ之ヲ怒ルコト莫
ク、苟怒リヲ逞クスルトキハ、益之ヲ激シテ、却リ
テ其ノ幸福ヲ損スレバナリ、佛人「フレデリック」
ヲ帙ム者アリテ、恒ニ凌轢ヲ極メ、流言シテ、惡人
ト稱スルノミナラズ、爭鬪ヲ挑ミテ、仇讎ノ如ク
スレドモ、「フレデリック」ハ寛大ノ度量ヲ以、敢之
ト抗抵セズ、恒ニ曰ハク、彼我ヲ仇視ストモ、何ゾ
敢我ノ智識才學ヲ毀傷スルコトヲ得ンヤ、有眼ノ

士ハ必我ヲ視シ、我ハ吾ガ徳ヲ以、彼ノ怨ニ報ヒ
ント、一日、惡人ノ兒、路上ニ顛躓シテ、疵ヲ被レリ
偶「アレデリツク」此處ヲ過リレガ、直ニ其ノ兒ヲ
扶ケ抱キ、厚ク療養保護シテ、之ヲ其ノ家ニ送レ
リ、既メ惡人ノ家畜、悉病ヒニ罹リテ、斃レントシ
ケレバ、惡人大ニ驚歎スレドモ、之ヲ救フ術ナク
シテ周章セリ、「アレデリツク」ハ、禽獸ノ諸病ヲ治
スル秘方ヲ知りタレバ直ニ往キテ、治療ヲ施シ
平愈セシメタリ、又一日、惡人馬ニ騎リテ、峻坂ヲ
過リレガ、其ノ馬忽怒リテ發シ、疾走狂騰シテ、將

深溪ニ陥リ、其ノ身ヲ粉碎セントスル勢アリテ
惡人ハ色然トシテ爲ル所ヲ知ラザリケルトキ、
「アレデリツク」偶此處ヲ過リレガ、恰電光ノ射ル
ガ如ク、走り來リテ、馬ヲ駐メ惡人ヲノ死セザラ
シメタリ、世人之ヲ贊シテ云ハク、善矣哉、「アレデ
リツク」己ヲ忘レテ仇ヲ救フ、善矣哉、「アレテリツ
ク」誰カ汝ヲ愛セザランヤト、惡人羞恥後悔シテ
「アレデリツク」ノ家ニ至リ謝シテ曰ハク、子ハ善
人ニシテ、我ハ惡人ナリ、我實ニ既往ノ非ヲ知り
汝が大徳ヲ感銘セリ、今ヨリ決シテ此害ヲ子ニ

加フルト莫カラント、

第十四

戰國ノ風、二國隙アルキハ、互ニ兵ヲ進メ、地ヲ掠メ、軍艦ヲ縱チテ相攻略スルヲ常トス、此ノ時ニ當リテ、寛大ノ處置ヲ以、敵ヲ接待スルモノハ、度量ノ大ナル者ト云フ可シ、ハバンナノ鎮尹其ノ人ナルカナ西曆一千七百四十六年、英國「スベイント」隙アリテ、互ニ船舶ヲ奪ヒケルトキ、會「ロント」ノ船舶大價ノ商品ヲ積ミテ「ヤマイカ」トキ「ウバ」ノ間ニテ船舶ヲ毀テリ、舟人ハ、只其ノ生命ヲ

虞リテ船舶ヲ奪ハレント決レ、スペインノ領地ハバンナニ往キ、鎮尹ニ船舶ヲ納レテ虜人ノ如ク待遇ノ殘刻ナラザラントヲ願ヘリ、鎮尹之ヲ勞シテ曰ハク汝今困窮ノ來ル、人情鳥グ之ノ濟ハザラシヤト、港内ニ留メテ、船舶ヲ修繕セシメタリ、其ノ將去ラントスルニ及ビテ、鎮尹、其ノ國ノ軍艦ニ妨ゲラレントヲ恐レ、國界「アレム」タヲ出ツルノ勘合符ヲ與ヘケルトゾ、

第十五

前漢ノ張良、字ハ子房、其ノ先ハ韓ノ人ナリ、漢ノ

劉邦ニ事ヘテ、三傑ノ一人タリ、良嘗下邳ノ圯上ニ遊ビシトキ、褐ヲ夜タル老人來リテ、屣ヲ圯ノ下ニ墮シ、汝下リテ屣ヲ取り來レト云ヒケレバ、良其ノ無禮ヲ愠リテ、之ヲ毆ントセシガ其ノ老人タルヲ憐ミ、愠リヲ忍ヒテ屣ヲ取り、跪キテ進メシニ、老人足ニテ之ヲ受ケ、笑ヒテ行キ去リシガ、復ビ還リ來リテ云ハク、汝ニ教フル事アリ、五日ノ後、平明ニ此所ニ來リテ、我ヲ待ツベシト、良跪キテ之ヲ諾シ、期ニ至リテ往キシニ、老人既在リテ怒リテ曰ハク、老人ト約シテ後レテ來ルハ、

何故ゾヤ、速ニ歸リ、五日ノ後ニ、又來ルベシト、良期ニ至リ、昧爽其ノ處ニ至ルニ、老人又先ニ在リテ怒リテ曰ハク、去レ、五日ノ後、蚤ク來レト、期ニ及ヒテ、良夜半ヲ以、至リシニ、頃アリテ老人出デ來リ、喜ビテ曰ハク、當此ノ如クナル可レト、乃一編ノ書ヲ出シテ、汝是ヲ讀マバ、王者ノ師トナルベシ、十年ノ後、汝大ニ興リ、十三年ノ後、濟北ノ穀城山下ニテ、黃石ヲ見ルベシ、是乃我ナリト云ヒテ去レリ、良還リテ之ヲ視ルニ、太公望ノ兵書ナリケレバ、大ニ悦ビ、常ニ之ヲ習誦セリ、後十三年、

劉邦ニ從ヒテ、濟北ヲ過ギシ時、果シテ黃石アリケレバ、良取リテ至寶トナシ、常ニ之ヲ尊ビ、死スルトキ、并セテ之ヲ葬ラシメリ、良生來多病ナルヲ以、元帥トナリテ、野戰攻城ノ功ヲ建ツルコト能ハザリシト雖、常ニ劉邦ノ左右ニアリテ、籌策ヲ運ラシ、遂漢家四百年ノ基業ヲ開キシモ、皆書中數片ノ文字ヨリ出デタリ、故ニ劉邦功臣ヲ賞セルトキ云ヒケルハ、籌ヲ帷幄ノ中ニ運ラシ、勝ヲ千里ノ外ニ決セシハ、子房ノ功ナリト云、之ヲ留侯ニ封シタリ、

第十六

中納言伊達政宗ノ侍奉行原田左馬助ハ、武勇無雙ノ人ナリ、其ノ頃政宗、後藤孫兵衛ト云フ勇者ヲ得タリ、一日、孫兵衛左馬助ニ途ニ逢ヒ、禮ヲ施セルニ、左馬助ハ答ヘスレテ行キ過ギケレバ、孫兵衛大ニ憤リ、是ヨリ毎ニ無禮ヲ左馬助ニ加ヘタリ、政宗之ヲ聞キ、孫兵衛ヲ放タントス、左馬助諫メテ曰ハク、臣不肖トレドモ、任重ケレバ、士人臣ガ髭ヲ拂ハントスル者亦多シ、烏ゾ剛直孫兵衛ノ如キ者アランヤ、夫レ殊功ハ、剛直ノ士ニ非

ザレバ、成スコト能ハズ、之ヲ放ツコト不可ナリトテ、益孫兵衛ヲ遇スルニ禮ヲ以セリ、孫兵衛其ノ恭敬ノ初メニ異ナルヲ見テ、謂ヘラク、佞諛ノ小人ニノ、之ヲ儲フルハ、伊達氏ノ恥ヂナリ、殺スニ如カズト、則左馬助ガ家ニ往キ、對面ヲ請ヘルニ、左馬助ハ何心ナク、出デ迎ヘテ之ヲ爐邊ニ坐セシメタリ、孫兵衛禮セズシテ曰ハク、汝尚未向ノ非禮ヲ忘レザルナラント、爐上ニ懸ケタル釜ヲ取りテ、之ヲ左馬助ニ擲チ、方ニ刀ヲ拔カントス、左馬助強ク其ノ手ヲ執ラヘ動カサズシテ曰ハク、止メヨト、孫兵衛愈怒リテ曰ハク、諂諛ノ小人生カス可カラズト、左馬助聲ヲ勵マシテ曰ハク、今兩士相死セバ、誰カ伊達氏ノ勇士タルモノ、汝小怨ニ堪ヘズシテ君恩ヲ知ラザル乎ト、孫兵衛始メテ悟リテ曰ハク、汝ノ心此ニ在リシトハ、我曾知ラズ、汝其ノ任ニ任フルノ度量アルヲ、我過チテ非禮ヲ加ヘ、慚愧ニ堪ヘズト、遂兄弟ノ如ク交リケルトゾ、

第十七

自誇リ自傲ルハ人ノ笑ヒヲ招クモノナリ、學士

「ボルソ」驛車ニ乗リテ、旅行セシ時、車中ニ「ク
スホルド」校ノ一書生アリ、婦人ヲ慰メントシテ、
謾ニ古語ヲ講ジタリシガ「ボルソ」之ヲ聞キ、起
チテ曰ハク、君今「ソホクル」ノ一部トヤランヲ話
サレタルガ、我其ノ何レノ部ナルヲ忘レタリ、願
ハクハ之ヲ教ヘラレヨ、生徒答ヘテ、我ハ吾ガ今
説キタル如ク、嘗學ビシコトハ、一語モ忘ル、
ナシ、君ハ廢學日久シキヤト、嘲リ誇レリ、「ボルソ」
「ハ、懷中ヨリ」ソホクルノ小本ヲ出シテ、何レノ
部ナルヤ、我ニ教ヘヨト云ハバ、生徒之ヲ取り、數

葉ヲ翻シテ、我過テリ、今説キタルハ「ソホクル」ニ
非ズ、「ユフリ」デスナリト、「ボルソ」又懷中ヨリ之
ヲ出シ與ヘケレバ、書生又數葉ヲ翻シテ、我今日
ハ何ノ故ニ斯ノ如ク誤ルヤ、向ニ講セシハ、「ユ
チ」スノ一部分ナリト、「ボルソ」又其ノ書ヲ出
サントスレバ、書生大ニ狼狽シ、急ニ御者ヲ呼ビ
テ曰ハク、車ヲ止メテ、余ヲ下セ、車中ニ「ボテツ」
「文庫」ヲ懷ニスル人アリトテ、逃ゲ去リケルト
ソ

第十八

貝原益軒、東國ニ遊ビテ、西ニ歸リケルトキ、路ヲ海上ニ取レリ、同船數人アリ、名姓相知ラズ、雜然トシテ相向ヒ、喋々トシテ相語ル、中ニ一少年アリ、得々然トシテ經書ヲ談ジ、旁人無キガ如シ、益軒暗トシテ言ナク、無能ノ者ノ如シ、既ノ船岸ニ達シ各其ノ姓名郷里ヲ告グルニ及ビテ、少年始メテ其ノ益軒タルヲ知リ、慙然トシテ自容レラズ、遂其ノ名ヲ陳セズ、鼠竄シテ去リシト云フ、

第十九

魏ノ文侯ハ賢君ナリ、一日、箕季ノ家ニ至リシニ

其ノ墻壞レタリ、文侯ノ曰ハク、何ゾ築カザルヤ、對ヘテ曰ハク、時之ヲ築クニ好カラズ、又墻ノ倒レ曲リタル所ヲ指サシテ曰ハク、何ゾ之ヲ正ラセザルヤ、曰ハク、素ヨリ此ノ如シト、侯ノ從者桃ヲ園中ニ採リテ食ヒシカバ、季怒リテ之ヲ禁ゼリ、少アリテ糲餐ノ食ト、瓜瓠ノ羹ヲ文侯ニ進メタリ、侯還ルニ及ヒテ、其ノ僕ノ曰ハク、箕季ノ食ヲ君ニ上ルヤ、臣竊ニ之ヲ窺フニ、粗糲ナリ、吝ナリト云フベシ、侯ノ曰ハク、然ラズ、我一回箕季ヲ見テ、四ツノ諷諫ヲ得タリ、其ノ墻壞レテ築カス、

時好カラズト云フハ、我ニ教フルニ農時ヲ妨グルコト勿レトナリ、墻ノ曲リタルハ、素ヨリ此ノ如レト云フハ、我ニ教フルニ固有ニ安ジテ叻ニ隣國ノ封疆ヲ侵スコト勿レトナリ、從者ノ桃ヲ採リシヲ怒リレハ彼之ヲ愛ムニアラズ、下タルモノ、上ヲ犯スコト勿レトナリ、箕季、豈五味ヲ具ヘテ出スコトヲ知ラザランヤ、而我ニ食ハシムルニ糲餐ヲ以スルモノハ、無益ノ飲食ヲ貪リテ、百姓ノ賦税ヲ重クスルコト勿レトナリ、箕季賢ナリト云ヒレトゾ、

第二十

人ノ我ヲ愛セザルハ、吾ガ人ヲ愛スルノ未足ラザルナリ、我深ク人ヲ愛セバ、人我ヲ愛セザル者莫カル可シ、アメリカノ「ニューヨルク」ニ「ハンス」アダムスト云フ二人ノ匠夫アリ、アダムスハ性質善良ニシテ、能ク其ノ業ヲ勉ム、ハンスハ懶惰ナル故ニ、常ニ之ヲ嫉ミテ、或ハ「アダムス」ノ鋸ヲ毀損シ、或ハ其ノ木馬ヲ倒セドモ、「アダムス」ハ毫モ怒ラズ、我職業ヲ爲スベキ腕ノアランカギリハ、ハンス如何ニストモ、我ノ妨ゲヲ爲シ得ルコ

ト能ハジト云ヘ
 リ一日、ハンズノ
 家火災ニ罹リ大
 小ノ什器悉焼失
 シ懇切ナル人々
 ヨリ、衣服卧床等
 ヲ贈ラレ古キ材
 木ヲ集メ、僅ニ假
 屋ヲ造リテ住メ
 リ、其ノ暮レニ及



ビテ戸ヲ敲ク者アリ誰ゾト問ヘバ、アダムスナ
 リト答フ、ハンズ謂ヘラク我ノ困苦ニ乗ジ平生
 ノ恨ミヲ報ヒントシテ來ルナラント、氣ヲ鼓シ
 テ之ヲ迎ヘバ、アダムスハ温然トシテ曰ハク、我
 汝ノ災ヲ聞ケリ、我ハ斧ト木馬ト各ニツヲ有セ
 リ、故ニ各其ノ一ツヲ攜ヘ來レリ、汝ニ之ヲ與ヘ
 ン、我又或人ニ工事ヲ托セラレ、既明日代人ヲ出
 サント約セリ、汝往キテ之ヲ務メヨト、ハンズハ
 其ノ深愛ノ志シニ感シ、涙ヲ流シテ、其ノ手ヲ執
 リ、前非ヲ謝シ、深ク交リヲ結ベリ、深愛ノ人ヲ感

ゼシムルコト此ノ如キ

第二十一

温和ニメ忍耐スルハ、人生第一ノ要務ナリ、人ノ
心ニ逆フ事ハ、日々叢起スルモノナリ、若之ニ應
ジテ怒リナバ、一生ノ中愉快ノ日無カル可シ、ギ
リーキノ學士「ソコラテスト云ヘル人、恒ニ友人
ニ告ゲテ曰ハク、我愠色アルキハ、必之ヲ知ラセ
ヨト、友人之ヲ告グレハ、即直ニ色ヲ和ゲテ黙セ
リ、曾拳ヲ以、人ニ撃タレケルニ、笑ヒテ曰ハク、胃
ヲ被ラザリレハ、我ノ誤リナリト、又路ニシテ貴

人ニ遇ヒ、之ヲ禮セシニ、貴人應ゼズ、同行ノ友人、
我等此ノ如キ無禮ニ忍ビザルノ勇アリト詈リ
ケレハ、汝ハ己ニ如カザルモノヲ、督責スルヤト
云ヘリ、又其ノ妻「ザンチペイ」ハ、性質悍惡ニシテ、
一日大道稠人ノ中ニテ大ニ恚リ、ソコラテス、
衣ヲ裂ケリ、友人見ルニ忍ビズ打ツベシト云ヘ
バ、答ヘテ曰ハク、之ヲ打テバ彼ヲ激シ、我ヲ激シ、
衆人ノ嘲笑ヲ取ラント、又一日、妻甚タ怒リ詈リ
ケレハ「ソコラテス」ハ、温然トシテ戶外ニ出テ、
坐セリ、妻其ノ風度ノ平和ナルヲ見テ、益怒リ、樓

ニ上リ、桶ヲ傾ケテ汚水ヲ瀉ギシガ、笑トテ曰ハ
久雷鳴既甚シ、驟雨ノ降ル可キナリト、

第二十二

東漢ノ劉寬字文饒ト云ヘル人ハ、賦性温和ニシ
テ、平常疾言遽色アルコト無シ、其ノ妻試ミニ之
ヲ恚ラシメント欲シ、其ノ朝會スルトキ、裝嚴既
訖ルヲ伺ヒ、侍婢ヲシテ、肉羹ヲ捧グ之ヲ翻シテ
朝衣ヲ汚サシメシニ、寬、神色異ナラズ、徐ニ羹汝
ガ手ヲ爛傷セルカト云ヒシトゾ、

第二十三

「モニツク」ハ、俄國ノ首相ナリ、其ノ罪ヲ誣告セシム
アリテ、女帝「イリサベス」之ヲ死刑ニ斷ゼシガ、斧
樾ニ臨ミシレトキ、一等ヲ減シ、シベリ「ニ流セリ、
居ル」ト二十五年、帝「パートル」第三ノ時、名シ還サ
レテ、舊職ニ復セラル、ニ及ビテ、向ノ人大ニ懼
レ、其ノ歸路ヲ遮リ地上ニ跪伏シテ、罪ヲ赦サレ
ニコトヲ哀求シケレバ、「モニツク」曰ハク、去レ、我ヲ
シテ汝が如クナラシメバ、或ハ怨ミヲ報スルコ
トアラン、然レドモ、我ハ汝が如キ心ニ、非ザレバ、
恐懼スルコト莫シト、

第二十四

博識多通ノ士ハ、人ニ貴敬セラレ、ト雖謙讓シテ誇ラザルモノナリ、大學士「ミト」トシ幼稚ノ時學校ニ在リテ、近隣ニ風車アルヲ見、日々行キテ之ヲ窺ヒ、其ノ小摸ヲ製シテ、之ヲ屋上ニ置キケルガ、工作精巧ニシテ、人目ヲ驚カセリ、又一小車ヲ造リ、鼠ヲ入レテ、之ヲ轉ゼシメタルガ、亦其ノ妙ヲ極メタリ、其ノ後古函ヲ以、水時計ヲ作り、常ニ側ニ置キ、之ヲ管シケルガ、時ヲ報ズルコト精確ニシテ餘惠ヲ隣人ニ被ラシメタリ、長スルニ

及ビテ大學ニ入り、專天體、大氣、水潮等ノコトヲ研究セシガ、一日、花園ニ坐レテ、林檎ノ枝ヨリ墮ッルヲ見、檜ヲ自墮ッルカ、或ハ地ノ之ヲ引キテ、墮スカト、久シク單思焦心シテ、終ニ物ノ墜ッルハ、地ノ引カノ然ラシムルコトヲ知り、物ニ重サ有ルハ、引カノ多少ニ因ルコト、及ビ萬物互ノ引カアリテ、形ノ大小ト、距離ノ遠近ニ從ヒテ、其ノ強弱アルコトヲ確定シ、月球ハ地球ノ引カニ維持セラレ、衆星ノ軌道ヲ差ヘズシテ、蒼天ヲ回轉スルハ、大陽ノ引カニ依リ、大陽ノ光リハ、七色ヨリ成ル

等、至大至要ノ事ヲ發明シテ、大名今ニ至ルマデ
仍轟ケリ、「ニートン」生質聰明温和ニシ、常ニ謙讓
ヲ守リ、其ノ人ニ接スルヤ、親切丁寧ニシ、貴賤ノ
別アルヲナシ、嘗「シ」アモントト名ツクル小犬ヲ
畜ヒケルガ、一日、書室ノ外ニ呼ビ出セシニ、犬、机
上ヲ跳リ越ニントシテ、過チテ燭臺ヲ倒シ、堆載
セル數多ノ艸稿ヲ焚ケリ、「ニートン」ハ積年肝膽
ヲ注瀉シテ、刻苦測算セシ者、一瞬間ニメ灰燼ト
ナリ、年既老イタルバ、復之ヲ得可カラザルコト
ヲ知リ、痛ク之ヲ惜メドモ打チ懲ス等ノコトナ
ク、嗚呼、汝害ヲ人ニ爲シテ、自之ヲ知ラザルカト
言ヘリトゾ、「ニートン」生涯謙遜辭讓ヲ重ゼシコ
トハ、其ノ死ニ臨メル時ノ言ヲ以知ルニ足ル可
シ、云ハク、我既知リタル學業ハ、是ヨリ知ラント
欲スルモノニ比スレバ、僅少ニシテ取ルニ足ラ
ズト、西曆一千七百二十七年、齡八十五歳ニシテ
死セリ、

修身說約卷ノ五終

明治十年九月廿日版權免許
同十二年十一月校訂
同十四年三月廿四日再版御届
同十四年九月五日讓受御届
同十五年三月十五日三版御届
同十五年五月十五日四版御届

定價金八錢五厘

群馬縣御用掛

編纂人 木戸 麟

東京府士族

出版人 原 亮三郎

東京日本橋區本町三丁目

新潟縣下長岡表通四丁目

製本所 發賣人 目 黒十郎

修身說約

水戸麟編輯

六

K110.1

54

6